

令和3年度第2回日進市自治推進委員会 議事録

日 時 令和3年10月22日(金) 午後2時から午後3時30分まで

場 所 日進市役所南庁舎2階第5会議室

出 席 者 昇秀樹、杉山知子、谷口功、萩野章、清水香子、長谷川純、鈴木知代子、住田穂積、田中拓己、幸村朋子(敬称略)

欠 席 者 なし

事 務 局 石川達也(総合政策部長)、和田徹(同部調整監)、杉田武史(同部次長兼企画政策課長)、安彦直美(同課課長補佐)、西口和宏(同課市政戦略係長)、犬飼啓貴(同課同係主任)

説明の為に出席した者 なし

傍聴の可否 可

傍聴の有無 有(3名)

次 第 1 開会
2 議題
日進市自治基本条例第28条に規定する条例の見直しの検証について
3 閉会

配 布 資 料 ・資料1 平成29年度以降の自治基本条例新規制定状況
・資料2 自治基本条例の主な改正状況

発 言 者	内 容
	1 開会
	2 議題
会 長	議題の日進市自治基本条例第28条に規定する条例の見直しの検証について、説明をお願いします。
事 務 局	(資料1、資料2に沿って説明)
会 長	意見や質問はありますか。
委 員	愛知県内では、自治の考え方が浸透している自治体として犬山市があると聞いています。犬山市の公民館に寄ったところ、犬山市協働のまちづくり基本条例に関するパンフレットを配布していました。市民に分かりやすい内容で充実しています。条文の構成は日進市と大きな差はありませんが、前文に違いがあります。前文では今後のまちづくりの方向性を述べるべきと考えております。犬山市の条例も参考にしますと、今、世の中ではSDGsが様々な分野で意識されています。持続可能性や住み続けられるまちという内容を盛り込むべきと考えます。
事 務 局	持続可能性については、近年、重要視されている分野と認識しております。ご意見として承ります。
委 員	日進市自治基本条例は比較的、制定時期が早い条例ですが、SDGsの趣旨に係る内容はあるのでしょうか。また、敢えてSDGsに関わる文言を使うことも判断としてありうると思いますし、更に先を見据えて、より普遍的で長期的な要素を示す

発 言 者	内 容
	文言としておくということも考えられると思います。
会 長	持続可能性という概念は以前から存在し、SDGs は、より各論に落とし込み、達成時期を定めたものと思います。日進市自治基本条例の前文にも、例えば、環境に配慮した持続可能な循環型社会の創造という文言はあります。ウェイトの置き方として、どれぐらいそれを文言に表すかということだと思います。
委 員	確かに日進市の前文には、SDGs における 17 の要素が入っているようにも読めます。
委 員	条例の改正とは別の内容になりますが、自治基本条例の認知度が低い現状において、犬山市のパンフレットのような取組は良いものと思います。ただし、ペーパーレスの流れもある中で、実施方法は考える必要があると思います。
会 長	日進市において、SDGs はどの部署がどのように推進していますか。
事 務 局	令和 3 年度から計画開始となった第 6 次日進市総合計画において、施策とゴールを結び付けて推進を始めたところです。統括は企画政策課が行っています。
会 長	SDGs は 2015 年から始まっていますが、自治体の総合計画で取り上げられ始めたのは 2019 年ごろからであり、民間でも、その少し前から取組が増えてきました。
委 員	サミットが契機になったものと思います。
委 員	先行して取組を始めている自治体もありますので、文言を入れる、入れないという段階ではなく、当然の前提とも考えられます。
会 長	実質的な取組の段階ということですね。
委 員	日進市においても、SDGs に相当する施策を以前から行っているものと思います。
会 長	持続可能性という概念は SDGs 以前から存在し、日進市自治基本条例にも文言があります。今、世界的に取組が活性化している状況を奇貨として、条例に盛り込んでは、というご意見と考えられます。
委 員	SDGs を盛り込む場合、他の条例にもその理念を取り込むこととなると思います。SDGs は個別の内容を達成するというよりも、相関的なものであり、すべて一体となって取り組むべきものと考えられます。そのような観点から条例を見直し、検証していく作業が必要だと思いますので、相当な作業量と覚悟が必要になると考えます。
委 員	前文で方向性として包括的に触れておく形でもいいと思います。
事 務 局	日進市の自治基本条例では、前文の 4 段落目が SDGs の理念に近い内容と考えられます。
委 員	条例の見直しに当たっては項目そのものに加えて、時代の流れに即した表現についても留意するべきだと思います。例えば性別について、現在は男女のみを指すものではないでしょうし、性別という言葉であらわすことが一般的であるかも分かりません。他にもそういった表現があるかもしれません。

発 言 者	内 容
会 長	LGBT の観点から、性別という表現が適切ではないという意見も出てきています。多様性を重んじる社会では、そのような意見も大切にしなければならないと考えられています。ただし、その代わりにどのように表現するべきかということについて、統一的な表現は把握していません。
委 員	テレビを見ますと新型コロナウイルス感染者数が男女別に放送されています。男女に分けることが直ちに悪ではないように思います。
会 長	一方で、男女のどちらかに断定されることが不都合だと考える人も現実的に存在します。具体的な表現や施策を考えると難しい問題です。
委 員	第5条では、例えば身体障害者など、障害のある方への差別を含んでいるものと考えてよいのでしょうか。
会 長	事務局で、多様性が重要視されて以降、性別等の表現はどのようなものが適切とされているのか調べてください。適切な表現があればその表現に改めてもよいと思います。
委 員	性別の問題は内心の部分も大きいように思います。全てを表記するのは難しいのかもしれない。
委 員	等という言葉に含まれるのであれば、それほど違和感はありません。
委 員	平等な社会を作るということが重要と思います。
委 員	お手洗いや浴場はどのようにするべきか。正解は分かりません。
委 員	個別の事例については個別に対応していくものと考えます。ただし、施設設置者は様々な性があるという前提で、できることを考えなければなりません。性という文言であっても、性別という文言であってもそのように理解するべきと思います。差別につながることはやめようということが、分かればよいと思います。条例の文言によって乗り越えられる問題があるのであれば、改正するべきと思います。なぜ改正しなければならないのかということを考えなければなりません。制定や改正には理由があると考えられます。個人的には、自治体の憲法に相当する条例を簡単に改正するべきではないと考えますが、日進市において改正する相当な理由があるのかを丁寧に考えるべきと思います。 条例の認知度という点では、単に周知することによりあまり意味はなく、どれだけこの条例を使う場面があったのかという観点から考えるべきで、使うことで認知していくものと考えます。その上で、不都合があった部分の改正を考えるということがよいと思います。
委 員	第5条をもって、様々なことが読み込めるのではないのでしょうか。
会 長	解釈として読み込むことは可能と思います。ただし、より明確にするためには表記した方がよく、政策論として盛り込んだ方がよいという説はあると思います。例えば、学校の制服について、性別による固定をしないという実務はすでに行われている例があります。この実務の根拠として、条文に明記があったほうがよいのかということです。

発 言 者	内 容
	自治基本条例の解説には記載するべきと考えますが、条文に記載することについては政策論となります。
委 員	自治基本条例では、全体として住民の信託を受けて施策を行うという意味のことが書かれています。この時、住民の総意を適切に受けた施策であるかのチェックが甘いように思います。チェックを行うための項目が足りないのではないのでしょうか。例えば、第 19 条や第 20 条のような分野で必要と考えます。
会 長	計画の段階での市民参加は規定されていますが、評価の段階での市民参加が手薄なのではないかというご意見です。第 25 条では、行政評価への市民参加を規定しているなどの状況はありますが、事務局としてのご意見はありますか。
事 務 局	形式的な手段は整えられている状況と考えます。例として、第 15 条では、市政の様々な段階における市民参加を規定しています。一方で、実質的な市民参加という点においては、何事もそうですが、改善の余地はあるものと考えます。
委 員	総民意と違う施策が行われた場合、どのような動きとなるのでしょうか。
委 員	日進市の市民参加を伴う行政評価については、行政改革推進委員会が外部評価を行っていますが、市が行う全ての大型事業について、評価が行われている状況ではありません。自治基本条例に基づき、施策を評価にかける作業は行政が行いますので、評価の場や対象とする内容、手段の具体的な内容が実質的な問題となってくると思います。そして、この問題が起きているとき、自治推進委員会の場で議論することができると感じました。
会 長	現状確認として、道の駅のような大型事業は行政評価を行っていないのですか。
事 務 局	対象から排除はしていませんが、外部評価の対象としたことはありません。
委 員	民意に反する施策が行われたとき、それを止める手段があるのか、またそれが成り立っているのかが疑問です。
委 員	住民投票という手段もあります。
委 員	これまでの議論には、施策の事前チェックができるのかという点と事後のチェックができるのかという点の二つが混在しているように思います。
会 長	一般的に、行政評価には事前評価と事後評価が含まれます。少し難しいのは、政治と民意の関係です。民意に従って全てを行うことが正しいとは限りません。政治は市民を説得する能力も必要となります。例えば、新型コロナウイルス感染症対策において、ドイツでは国民の自由を制限することについて国民を説得しています。政治的リーダーにはこのような役割もあります。このような関係の中で、自治基本条例では事前評価、事後評価の仕組みを利用してチェックしていくこととされています。
委 員	自治基本条例の解説において、第 25 条について、行政評価は、行政が民意に沿っているかではなく、効率的、効果的に行われているかを評価する仕組みとしてあります。先ほどの議論にもありましたが、自治基本条例の解説の見直しが必要と

発 言 者	内 容
	思いました。また、本日の資料中、日進市の自治基本条例には規定がなく、他自治体の自治基本条例にはあるとされた内容の中で、行政として規定がないために困っているという内容がありますか。
事 務 局	解説の見直しにつきましては、ご意見として承ります。他自治体の自治基本条例にあって本市の自治基本条例にない内容については、具体的に課題となっているものはなく、現行の条文をもって必要な対応ができるものと考えています。
会 長	自治基本条例の解説については、書き直した方が良い内容があるかもしれません。
委 員	先ほどまでの議論からしても、自治基本条例を用いて、各課等がどのように施策を制度設定しているのが重要な問題だと思います。今期の自治推進委員会でも、条文ごとに自治基本条例に沿って施策が行われているかを検証してきましたが、事後的なあてはめにとどまっているように思います。各課等から自治基本条例の運用上、条文が使いづらいなどの意見はあるのでしょうか。
事 務 局	庁内から条文が使いづらいなどの意見は聞いておりません。
委 員	各課等が様々な計画を策定する際に、自治基本条例をどれぐらい意識しているのかという部分が、この条例を生きたものとするために重要と思いますので、次にチェックする点と考えます。全ての課等が関係あるものとして意識し、内在化する仕組みを考えていただければと思います。
会 長	自治基本条例の解説に、LGBT のように条例制定時には顕在化していなかったが、現在は顕在化している大きな問題について、自治基本条例上の取り扱いを記載してください。また、アメリカのあるホテルでは、会社の憲章と日々の仕事を毎日突き合わせることで質を向上させた例があります。京都府でも、憲法を府政に生かすため、知事が職員に対して施策の憲法上の意義を問い続けたという例があります。条例の条文以上に重要なのは、その精神です。日進市自治基本条例がどのような点で日進市を良くしようとしているのかということを職員全員が理解し、行政にその精神が生かされているかをチェックする必要があります。さらに理想論としては、市民や議員の比較多数が自治基本条例の精神を理解し、市が向かっている方向をチェックすることが望ましいと思います。自治基本条例の認知度という点では、その精神の認知度が重要です。
委 員	市議会における承認は、民意の反映ととらえてよいのでしょうか。
会 長	間接民主主義の建前としては、おっしゃるとおりです。実態としては、民意と差がある場合もあり、例えば、住民投票が行われるということもあります。第一段階としては民意の表れととるべきですが、市長や議員の民意のくみ取り方が問題となる場合もあります。
委 員	そういった際に、自治基本条例に則った動きが取られる場合があるということですね。
委 員	自治基本条例の精神を周知するべきというお話に賛成します。広報につきんに

発 言 者	内 容
	記事が掲載されたりもしていますが、自治基本条例を意識する場面はあまりないと思います。犬山市のような小冊子は費用がかかるかもしれませんが、簡素なものであってもいいと思いますので、条例に触れる機会を増やすことも必要と思います。効率的な方法を検討していただければと思います。
委 員	第 4 条に男女共同参画という言葉が使われており、一方で第 15 条では誰もが市政に参加するという表現が使われています。これは、条例制定当時の市の状況や世界的状況を受けてのものなのでしょうか。
委 員	私も同じ疑問を感じました。世代によっては、男女をあえて示すことに違和感があるかもしれません。一方で、自治会役員の男女比率等、現在も意味があるようにも思います。
事 務 局	正確な記録からの回答ではありませんが、自治基本条例が制定された平成 19 年当時の世相として、単なる男女平等から更に踏み込んで男女平等参画へ、との議論は大きく扱われていたものと思います。委員のおっしゃるように、現在においても男女平等参画の問題が解決されたとは言えないと考えます。また、条例制定当時、男女平等参画の文言に LGBT の問題を含んでいたものではないと思われます。
会 長	<p>LGBT は歴史的に少しずつ尊重されてきた経緯があり、現在でも考え方が変わっている最中です。稀なことではなく、多くの人がそのような在り方であるとの調査もありますので、男女平等という考え方も適当ではなくなることが考えられます。全ての人を尊重するという観点からは、機会を見て一から作り直すことになると思います。その際に、市民参加等における議論によって、自治基本条例がより身近に機能を発揮することもあると思います。</p> <p>自治基本条例における課題は解決が容易でなく、また、満点の解決が難しいものと考えます。しかし、課題意識は持ち続ける必要があります。</p>
委 員	資料中、富山県南砺市の自治基本条例に中間支援組織に関する規定があります。国が様々に地域課題の解決方法を制度的に提案する中で、南砺市が対応したものと思います。日進市にはこの規定がないということと、コミュニティに関する規定はあるものの、NPO を中心としていた状況には変化があり、社団法人を中心とした動きとなっていたり、特定地域づくり事業協同組合制度が新たに作られたりしています。今後、自治基本条例の解釈を拡大していく中で、条例を現状に合わせるということが必要となることも考えられます。個人的に、日進市が検討している中間支援組織等の方向性については、現在の条文で読み込めるものと考えますが、状況を注視していく必要はあると思います。
	3 閉会